

市税の種類

税務課 ☎(32)8891・8892

市県民税

1月1日時点、市内に住所があり前年に所得があった方、または市内に事務所・事業所・家屋敷を所有していて、市内に住所がない方に課税されます。

市県民税の申告は、前年の収入を3月15日までに申告してください。ただし、給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出されている場合や、所得税の確定申告書を提出した方

などは、申告の必要はありません。

森林環境税

令和6年度から、1月1日時点、国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。年額1,000円が市県民税とあわせて徴収されます。

法人市民税

市内に事務所・事業所・寮等を有する法人等に申告納税義務のある税です。

固定資産税

1月1日時点、市内に土地・家屋または償却資産(事業用)を所有する方に課税されます。

都市計画税

1月1日時点、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有する方に固定資産税とあわせて課税されます。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している人の属する世帯主に課税されます。

軽自動車税(種別割)

4月1日時点、原動機付自転車・軽自動車・二輪車・小型特殊自動車(農耕用を含む)などを所有している方に課税されます。

市税等の納付月

税務課 ☎(32)8893

税目等	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税・森林環境税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税・都市計画税			1期		2期				3期		4期		
軽自動車税(種別割)			1期										
国民健康保険税					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期月の末日(12月は25日)が納期限となります。末日が土日・祝日の場合は、その翌日が納期限となります。

便利な納付方法

税務課 ☎(32)8893

市税等は、金融機関や市役所の窓口の他に、下記のとおり様々な方法でお支払いいただけます。

コンビニ、アプリ、クレジット、eL-QRでの納税

全国の主なコンビニエンスストアや、スマートフォンアプリ「PayPay」「LINE Pay」(アプリ内の残高のみ)、クレジットカードで納付できます(金額が30万円以下で、納期限内のものに限ります)。

また、一部市税の納付書には二次元コードが印字されていて、地方税お支払いサイトを通じて納付できます。

口座振替での納税

口座振替納付は手数料が不要で、納税に向く必要や納め忘れの心配もなく、便利で確実です。

■申込方法

下野市市税等口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳届出印を押して、取り扱い金融機関の窓口にご提出ください。口座振替依頼書は、市内の取り扱い各金融機関の窓口にて備えてあります。市外の金融機関の窓口で申し込む場合は、税務課までご連絡ください。

■申し込みの際に必要なもの

預貯金通帳、通帳届出印鑑

■口座振替ができる税・保険料

市県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)

■口座振替取り扱い金融機関

足利銀行、栃木銀行、足利小山信用金庫、宇都宮農業協同組合、小山農業協同組合、三井住友銀行、ゆうちょ銀行、みずほ銀行、常陽銀行

※三井住友銀行は介護保険料と後期高齢者医療保険料の口座振替を取り扱っていません。

■注意事項

- ・納期限を過ぎた市税等は口座振替ができません。
- ・残高不足等により口座振替ができなかった場合は、納付書により納付していただきます。
- ・口座振替の最短での開始時期は、申し込んだ月の翌月振替分からとなります。
- ・口座振替を申し込んでいただいた市税等の税目は、翌年度以降も自動的に口座振替となります。
- ・申込内容に変更が生じた場合や口座振替をやめたいときは、取り扱い金融機関に変更・廃止を届け出てください。